

## 懲戒処分書

(被処分者)

事務所 熊本県八代市鏡町鏡84番地1  
司法書士 矢野 哲

上記の者に対し、次のとおり処分する。

### 主 文

司法書士法第47条第2号の規定により、被処分者を平成24年1月13日から業務停止2年に処する。

### 理 由

#### 第1 処分の事実

- 1 司法書士矢野哲（以下「被処分者」という。）は、平成15年11月4日司法書士試験に合格し、平成16年1月8日熊本県司法書士会に入会し、熊本第〇号で登録を受け、現在、上記肩書地において司法書士業務に従事している者であるが、次に掲げるとおり、司法書士法（以下「法」という。）及び熊本県司法書士会会則（以下「会則」という。）に違反する行為を行った。
- 2 被処分者は、平成22年2月以降、信用調査を目的とする株式会社Aの代表取締役a及び同会社の解散と同時に設立された信用調査を目的とする株式会社Bの代表取締役b（以下a及びbを総称して「aら」という。）から、aらの会社の離婚と浮気に関する調査に係る関係人の戸籍謄本及び住民票の写し等の取得を依頼され、これを受諾した。
- 3 被処分者は、平成22年2月〇日から同年9月〇日までの間、複数回にわたり、自己が保管する戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書（以下「職務上請求書」という。）の「業務の種類」欄、「依頼者」欄及び「依頼者について該当する事由」欄等に事実と異なる記載をして、不正に第三者の戸籍謄本及び住民票の写しの交付請求を行い、これを取得し、aらに手渡した。

また、被処分者は、戸籍謄本及び住民票の写し等の取得の報酬として、a

らから、依頼 1 件につき 1 万円を受領した。

上記期間において、被処分者が a から受けた依頼は 30 件であり、不正に使用した職務上請求書は 64 枚である。

## 第 2 処分の理由

以上の事実は、当局及び熊本県司法書士会の調査並びに被処分者の供述等から明らかである。

戸籍法及び住民基本台帳法は、個人情報的重要性に鑑み、戸籍及び住民票等に記載された者以外の第三者が、戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書及び住民票又は住民票記載事項証明書、戸籍の附票（以下、併せて「戸籍謄本等」という。）を請求できる場合を制限しており、当該請求をする場合であっても、第三者が受任している事件又は事務に関する業務を遂行するために必要があることを明らかにしなければならないことを定め、不正の手段により戸籍謄本等の交付を受けた者には罰則の規定も設けられている。

被処分者は、およそ 7 か月にわたり、64 枚の職務上請求書に虚偽の記載をして C 市役所等に交付請求をし、戸籍謄本等の交付を受け、報酬を得たものであり、かかる被処分者の行為は、戸籍法第 10 条の 2 第 3 項及び 4 項（第三者による戸籍謄本等の交付請求）、住民基本台帳法第 12 条の 3（本人等以外の者の申出による住民票の写し等の交付）、司法書士法第 2 条（職責）、及び第 23 条（会則の遵守義務）並びに熊本県司法書士会会則第 81 条（品位の保持等）、及び第 100 条（会則等の遵守義務）に違反する行為である。

被処分者の上記各行為は、個人情報保護の必要性に常に留意し国民の権利の保全に寄与すべき国家資格者としての職責に反し、司法書士の品位を欠き、司法書士に対する国民の信頼を大きく失墜させるものであって、重く厳しい処分が相当である。

よって、これら一切の事情を考慮し、法第 47 条第 2 号の規定により、被処分者を主文のとおり処分する。

なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に福岡法務局長に対して審査請求することができる。

おって、この処分につき取消しの訴えを提起する場合には、この処分があ

ったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣になる。）提起しなければならない（処分があったことを知った日から6月以内であっても、処分の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなる。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6月以内（送達を受けた日の翌日から起算する。）に提起しなければならない。裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えはできない。

平成24年1月13日 熊本地方法務局長